

分科会区分(案)

大分類	条文規定項目	論 点	分科会
基本的事項	1 前文		全体
	2 目的		
	3 定義		
	4 基本理念・基本原則		
	30 条例の検討・見直し		
市民の権利 義務	5 市民の権利・責務	住民の知る権利	A
	6 事業者の権利責務	住民の参加権	
	11 参加の権利・責務	まちづくりへの住民の義務(責務)	
情報公開 情報提供 情報共有	7 情報共有の原則と施策	情報共有の原則	B
	8 行政情報を知る権利	説明責任等	
	9 個人情報の保護	個人情報保護制度(条例等)	
	10 会議公開の原則	情報公開制度(条例等)	
	11 説明責任	会議公開制度	
	12 意見・要望・苦情等への応答	情報提供制度	
住民参加 協働	16 意見の提出及び募集	参加の原則	A
		住民参加制度	
		公開制度・パブリックコメント制度等	
	17 住民投票	住民投票制度(条例)	
	18 附属機関等への参加	委員の公募	
	19 コミュニティの意義と支援	まちづくり活動支援	
		コミュニティ(地縁組織等)	
25 行政手続	行政手続条例		
議会の役割 議員の責務	27 議会	議会の役割・責務	B
		議会の情報公開制度(条例等)	
執行機関	20 市及び執行機関の基本的な役割	首長の責務・役割	C
	21 首長の責務		
	22 職員の責務・育成	職員の責務・役割	
	15 総合計画等の策定における参加・協働	総合計画の策定等	
	24 総合計画に基づく行政運営		
	26 財政運営の基本事項	財政制度の整備	
	23 執行機関の組織・執行体制	行政組織の編成	
	13 行政評価	政策評価制度	
連携・強力	28 市外の人々との連携	自治体外の人々	C
	29 自治体・国等の他機関との連携協力	国・県との連携・協力	
最高法規性	31 条例の位置づけ	最高規範性又は尊重、整合性	B